



裁 決 書

審査請求人

住所

氏名

処分庁

審査請求人から平成28年7月5日付けで提起のあった処分庁（ ）が行った生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定（変更）処分（以下「原処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を認容し、処分庁の当該決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 審査請求人は、処分庁において生活保護を受給していたが、平成28年1月から6月までの間の審査請求人の年金収入につき、処分庁の認定額よりも増額されていたことを処分庁が6月14日に確認した。

- 2 処分庁は、既に支給済みの6月分の保護費（既支給額20,485円）について、生活保護法（以下「法」という。）第25条第2項の規定に基づき、平成28年6月21日に、当該年金の増額分の15,609円を収入として遡及して認定し、当該保護費の額を4,876円に変更する旨決定した。このことにより、同月分の保護費は15,609円の過支給となった。
- 3 また処分庁は同日、7月支給分の保護費の算定に当たり、2の過支給分の15,609円を収入として充当して認定し、生活扶助はなし、住宅扶助の額を1,822円と決定し、同月28日付けで審査請求人に通知した。
- 4 これに対し、審査請求人が、平成28年7月5日に大分県知事に原処分の取消しを求め審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

年金増額により生活保護費を減額され、住宅扶助費の一部のみの支給額とされたことは不服である。

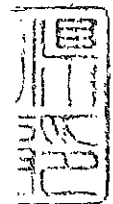
年金（増額）は生活保障されているのではないか。生活困窮のため、電気、水道代金を節約して食費に充てている。

2 処分庁の主張

- (1) 平成28年6月14日及び同月21日に審査請求人より提出された資料により、同年1月15日から同年4月15日にかけて計12,555円の年金収入の認定不足が生じていることが判明した。
- (2) 年金収入については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知（以下「次官通知」という。））

第8-3(2)ア(ア)により、年金等は実際の受給額を収入として認定するとされていることから、全額を収入認定と決定した。

- (3) 収入認定の方法については、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知(以下「局長通知」という。))第10-2-(8)に基づき、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、・・・次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えない」ことから、翌月の7月分扶助費に充当した。
- (4) 以上により、7月分の生活扶助保護費に充当しても、なお収入認定すべき額が生じたので、住宅費に収入充当した。



裁決の理由

1 原処分 of 適法性・妥当性について

- (1) 審査請求人及び処分庁から提出された資料によれば以下の事実が認められる。

ア 平成28年1月から6月までの間の審査請求人の年金は増額変更され処分庁の認定額よりも15,609円多いものとなっていた。また、審査請求人は、当該増額に伴い、同年3月31日付けで処分庁に年金収入の増額の旨の申告を行っている。

イ 処分庁は、平成28年6月21日、次官通知第8-3(2)ア(ア)に基づき、当該増額に伴う認定不足額の全額15,609円を収入として変更認定し、6月支給分の保護費の額を4,876円に変更する旨決定した。このことにより、同月分の保護費は15,609円の過支給となった。

ウ 処分庁は、イの過支給分相当額を法第63条の規定に基づき返還をさせることを検討したが、返還額が少額であったことを理由に、同条の規定による返

還をさせず、局長通知第10-2-(8)に基づき、当該過支給分の15,609円を収入として充当し、保護費において調整することとした。

これに伴い処分庁は、7月支給分の保護費の算定において当該過支給分15,609円を収入として認定し、7月支給分の保護費は、生活扶助はなし、住宅扶助の額を1,822円と決定した。

エ 処分庁は、平成28年6月28日、当該決定を審査請求人に通知した。

(2)ア 法第1条、第3条、第4条及び第8条では、生活保護は、「生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障する」ことを目的とし、「健康で文化的な生活水準を維持する」ために、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う」こととされている。

イ 原処分は、保護の決定通知であるが、(1)イの過支給額15,609円を局長通知第10-2-(8)に基づき、7月支給分の保護費の算定の際に収入として認定した結果としてなされたものである。

よって、以下においては、次の二点から原処分の適法性・妥当性について検討する。

① (1)イの過支給額15,609円全額を返納額として局長通知第10-2-(8)に基づき収入充当の対象としたこと。

② 当該返納額を局長通知第10-2-(8)に基づき7月支給分の保護費の算定で収入として認定したこと。

ウ (1)イの過支給額15,609円全額を返納額として局長通知第10-2-(8)に基づき収入充当の対象としたことについて

(ア) 「生活保護手帳 別冊問答集 2016」(中央法規出版(株)平成28年8月1日発行。以下「生活保護問答集」という。)問13-2によると、収入の増が事後に明らかになった場合の取扱いについては、扶助費の額を

遡及変更して、過渡分を戻入する必要があるとされ、この場合の遡及変更の限度は3か月程度と解されている。これは行政処分についての不服申立期間が3月とされているところから、行政処分の相手方にとっても行政処分がいつまでも不確定であることは妥当ではないためであるとされている。

なお、この遡及変更に伴い前渡しした保護金品を支弁者に返還すべきことは民法第703条の不当利得を根拠としているとされている。

(イ) このような場合において、既に支給した保護費の一部を返還させる場合には、局長通知第10-2-(8)により、当該返還額を次回支給月以後の収入充当額として計上することによって調整することができると定められているが、返納額を次回支給月以後の収入充当額とできるのは、前述のとおり遡及の変更が3月前までとされていることから、返納の額は、確認月からその前々月までの分に限られるとされている。

(ウ) なお、このような収入の増加が事後になって明らかとなった場合には、戻入（(イ)の収入充当）、法第63条の返還、法第80条の免除の適用が考えられるとされ、法第63条の規定による返還の場合は、戻入の場合と異なり、発見月からその前々月の分に加え、それ以前の分の返還を行うことも可能であるとされている（生活保護問答集問13-2、13-4）。

(エ) 本件において、処分庁は、原処分を行うに当たり、平成28年1月から6月までの収入について生じた差額15,609円の全額を法第63条の規定に基づき返還をさせることを検討したが、返還額が少額であったことを理由に、同条の規定による返還をさせず、局長通知第10-2-(8)に基づき、7月支給分の保護費の算定の際に収入として認定して充当している。

(オ) (1)ア記載のとおり、審査請求人は、年金の増額を平成28年3月31日付けで処分庁に申告している。このため、少なくとも、同年4月から6月までに支給された保護費については、申告に基づき年金の増額が反映さ

れた後のものと考え、原処分の時点で既に全て費消していることは十分にあり得るものである。

こうした状況にもかかわらず、処分庁は、当該充当を行うに当たり、法第80条の規定に基づく免除を行うべきやむを得ない事由があるか否かについての検討を行っていない（生活保護問答集問13-2においては、届出義務との関連もあり、法第80条の適用は安易に考えるべきではないとされているが、届出義務を果たしている本件においては、同条の適用を検討することも可能であったものとする。）。

(カ) さらに、法第63条の返還の場合とは異なり、局長通知第10-2-(8)に基づく収入充当の場合には、その返納の額は、確認月からその前々月までの分に限定されていることから、平成28年1月から6月までの収入について生じた差額を全て遡及して収入とした処分庁の認定は、明らかに局長通知第10-2-(8)に反する取扱いとなっている。

このことから、処分庁が(1)イの過支給額15,609円全額を局長通知第10-2-(8)に基づき収入充当の対象としたことは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第3項の規定により定められた法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準とされている局長通知に基づいて行われていないことも認められる。

(キ) なお、平成28年1月から6月までの収入について生じた差額を全て遡及して返納を求める場合には、局長通知第10-2-(8)によるものではなく、法第63条の規定による返還によるべきものであったものと考えられる（ウ参照）。ただし、法第63条の規定による返還の場合には、処分庁が返還額決定について有する裁量は、全くの自由裁量ではなく、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられた金品及び充てられる予定の金品の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるかどうか、全額返還が被保護者の自立を著しく阻害するか

等の点について考慮すべきであるとされている（平26.3.11福岡地裁判参照。平24.10.18神戸地裁判、平25.12.13大阪高裁判、平26.2.28福岡地裁判同旨）。

エ 当該返納額を局長通知第10-2-(8)に基づき7月支給分の保護費の算定の際に収入として認定したことについて

(2)アに記載したような法の規定を受け、局長通知第10-2-(8)による返納額の収入充当については、被保護者の生活水準を維持するため、事情に応じて1回または数回に分割して計上すべきであることが認められている（生活保護問答集問13-3）。

このことから、差額分を収入として認定するという扱いを行う際には、最低限度の生活を保障するよう、この分割しての収入の認定等の適否についても検討し、その適否に係る判断を行うべきであったものと認められるが、当該検討を行った事実も確認できない（処分庁は、判断の根拠として返還額が少額であったためとしているが、7月分支給保護費が1,822円になることに伴う審査請求人の生活への影響についての調査、考慮をしていない。）。

2 結論

以上に述べたことから、原処分には、取り消されるべき瑕疵があるものと認められるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年3月3日

審査庁 大分県知事 広瀬 勝貞

